

東村山市公式キャラクター着ぐるみの貸出しに関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、東村山市公式キャラクター（以下「ひがっしー」という。）の着ぐるみ（以下単に「着ぐるみ」という。）の貸出しに関し、必要な事項を定めるものとする。

(貸出対象者)

第2条 着ぐるみの貸出しの対象者は、行政機関、NPO法人、社会福祉法人、民間事業者その他市長が特に認めた団体とする。

2 前項の規定にかかわらず、第11条に規定する貸出停止の決定を受けている団体は、貸出しの対象者としなない。

(貸出日)

第3条 着ぐるみの貸出しは、平日（東村山市の休日を定める条例（平成元年東村山市条例第11号）第1条第1項に規定する休日（次条において単に「休日」という。）でない日をいう。以下同じ。）において行うものとする。

(貸出期間)

第4条 着ぐるみの貸出期間は、原則として着ぐるみの貸出日及び返却日を含む連続した3日以内とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、市長は、当該各号に定める期間まで貸出期間を延長することができる。

(1) 利用団体（第6条第1項の規定による許諾を受けた団体をいう。以下同じ。）が費用負担するところにより着ぐるみの修繕等を行う場合 当該修繕等に要する日数を加えた期間

(2) 返却日が休日に当たる場合 その日後においてその日に最も近い平日となる日までの日数を加えた期間

(貸出しの申請)

第5条 着ぐるみを利用しようとする団体（以下「申請団体」という。）は、東村山市公式キャラクター着ぐるみ貸出申請書（第1号様式）に必要な書類を添えて、市長に申請しなければならない。

2 前項の規定による申請は、貸出日の属する月の前月の初日から5日（休日を除く。）以内に行うものとする。ただし、申請団体が次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

(1) 東村山市（以下「市」という。）又は東村山市教育委員会の主催、共催又は後援により実施する事業に着ぐるみを利用する場合

(2) この規程の規定に基づき既に着ぐるみの貸出しを受けたことがある場合

(貸出しの許諾)

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、市内産業の活性化及び市の魅力発信に資するものと認められるときは、貸出しを許諾するものとする。

2 市長は、前項の規定により貸出しの許諾をしたときは、東村山市公式キャラクター着ぐるみ貸出許諾通知書（第2号様式）により申請団体に通知するものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、市長は、申請内容が次の各号の一に該当すると認められるときは、貸出しの許諾をしないものとする。

(1) 市の主催する行事等に支障があるとき。

(2) 市の信用又は品位を損なうおそれがあるとき。

(3) ひがっしーのイメージを損なうおそれがあるとき。

(4) 法令又は公序良俗に反するおそれがあるとき。

(5) 市が特定の個人又は団体を支援又は公認しているような誤解を与えるおそれがあるとき。

(6) 東村山市暴力団排除条例（平成24年東村山市条例第12号）第2条第1号から第3号までに規定する暴力団、暴力団員及び暴力団関係者が利用するとき。

(7) 前各号に掲げるもののほか、着ぐるみの貸出しにふさわしくない事由があるとき。

4 市長は、前項の規定により貸出しの許諾をしないときは、東村山市公式キャラクター着ぐるみ貸出不許諾通知書（第3号様式）により、申請団体に通知するものとする。

5 市長は、第1項の許諾をするにあたり、必要な条件を付することができる。

(貸出料)

第7条 着ぐるみの貸出料は、無料とする。

(遵守事項)

第8条 利用団体は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 許諾された目的のみに利用すること。
- (2) 貸出期間内に返却すること。
- (3) 別に定めるマニュアルに従って利用すること。
- (4) 危険物周辺や危険な場所での利用、雨天時の屋外利用等、汚損や破損の原因となる利用をしないこと。
- (5) 着ぐるみを返却する際に東村山市公式キャラクター着ぐるみ利用状況報告書(第4号様式)を提出すること。
- (6) 着ぐるみを第三者に転貸しないこと。
- (7) その他市長が付した条件に従って利用すること。

(許諾後の事情による取消し等)

第9条 市長は、第6条第1項の規定に基づき貸出しの許諾をした場合において、許諾後に生じた事情により特別の必要が生じたときは、当該許諾の全部若しくは一部を取り消し、又はその内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。

(許諾の取消し)

第10条 市長は、利用団体が次の各号の一に該当すると認めるときは、許諾を取り消すことができる。

- (1) 第6条第3項各号の一に該当することとなったとき。
- (2) 偽りその他不正な手段により、貸出しの許諾を受けたとき。
- (3) 第8条各号に掲げる遵守事項に違反したとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、着ぐるみの貸出しを継続することが適当でないとき。

2 市長は、前項の規定により貸出しの許諾を取り消したときは、東村山市公式キャラクター着ぐるみ貸出許諾取消通知書(第5号様式)により利用団体に通知するものとする。

3 第1項の規定により貸出しの許諾を取り消された利用団体は、着ぐるみの利用を直ちに中止しなければならない。

(貸出停止)

第11条 市長は、前条の規定により貸出しの許諾を取り消された利用団体について、必要があると認めるときは、貸出停止の決定をすることができる。

(原状回復)

第12条 利用団体は、返却時においてその責任と負担により着ぐるみを原状に復さなければならない。

(免責)

第13条 市は、次の各号に掲げるものについて、損害賠償、損失補償その他の法律上の責任を一切負わない。

(1) 第9条の規定による貸出しの許諾の全部若しくは一部の取消し又はその内容若しくはこれに付した条件の変更により利用団体に生じた損害又は損失

(2) 第10条の規定による貸出しの許諾の取消しにより利用団体に生じた損害又は損失

(3) 着ぐるみの利用により利用団体又は第三者に生じた損害又は損失

(委任)

第14条 この規程に定めるもののほか、着ぐるみの取り扱いに関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規程は、平成28年7月1日から施行する。